

千葉市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月7日

千葉市長 神谷 俊一

## 千葉県規則第45号

### 千葉県事務分掌規則の一部を改正する規則

千葉県事務分掌規則（平成4年千葉県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第8条環境保全部環境総務課の事務分掌第11号中「環境教育等基本方針」の次に「の進捗管理」を加え、同部環境保全課の事務分掌第4号を次のように改める。

（4）公害防止計画に関すること。

第8条環境保全部環境保全課の事務分掌中第8号を第12号とし、第7号を第11号とし、第6号を第10号とし、第5号を第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

（8）化学物質の適正な管理に係る調整に関すること。

（9）農薬及び殺虫剤等薬剤の適正使用に関すること。

第8条環境保全部環境保全課の事務分掌第4号の次に次の2号を加える。

（5）公害防止管理者等の届出の受理に関すること。

（6）環境保全協定に関すること。

第8条環境保全部環境規制課の事務分掌第10号から第14号までを削り、同部脱炭素推進課の事務分掌に次の2号を加える。

（8）脱炭素に関する啓発、助成及び融資に関すること。

（9）環境教育に関すること。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。